

令和3年度教科書採択関係状況調査（公立高等学校）調査結果

(令和4年3月)

調査期間：令和3年10月6日から11月4日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和3年度に行った、令和4年度から公立高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。なお、特別支援学校の高等部は含まない。）で使用する教科書の採択について

※表中の割合については、四捨五入しているため合計が100%にならない場合があります。
(単位はすべて「%」)

1 採択事務のスケジュール等について

- 1-1 採択の決定時期等について
- 1-2 採択権限の行使方法について
- 1-3 都道府県教育委員会による各学校の採択希望の聴取について
- 1-4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

2 採択に当たっての調査研究について

- 2-1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員
- 2-2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究
- 2-3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

3 採択に係る資料の公表等について

- 3-1 都道府県教育委員会における公表について
- 3-2 市町村教育委員会における公表について

4 教科書見本の取り扱いについて

- 4-1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について
- 4-2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について
- 4-3 市町村教育委員会における教科書見本の送付部数限度について

5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

6 図書館等への教科書の整備について

- 6-1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について
- 6-2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について

7 採択に関する公正確保について

- 7-1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について
- 7-2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

1 採択事務のスケジュール等について

1 - 1 採択の決定時期等について

1 - 1 - 1 都道府県立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 7月31日以前	2	4.3
② 8月1日～8月16日	5	10.6
③ 8月17日～8月31日	21	44.7
④ 9月1日～9月16日	13	27.7
⑤ 9月17日～9月30日	1	2.1
⑥ 10月1日～10月16日	1	2.1
⑦ 10月17日以降	4	8.5

※全国の47都道府県について

1 - 1 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択決定時期

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 7月31日以前	57	53.3
② 8月1日～8月16日	12	11.2
③ 8月17日～8月31日	30	28.0
④ 9月1日～9月16日	3	2.8
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	5	4.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村

1 - 1 - 3 都道府県（※）の教育委員会が設定する、市町村教育委員会による需要数報告の期限

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 7月31日以前	11	33.3
② 8月1日～8月16日	9	27.3
③ 8月17日～8月31日	6	18.2
④ 9月1日～9月16日	4	12.1
⑤ 9月17日～9月30日	0	0.0
⑥ 10月1日～10月16日	0	0.0
⑦ 10月17日以降	1	3.0
⑧ 特段設けていない。	2	6.1

※市（区）町村立高等学校を設置する市（区）町村の所在する33都道府県について

1 - 2 採択権限の行使方法について

1 - 2 - 1 都道府県（※）の教育委員会における採択権限の行使方法

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 教育委員会の会議に諮り教科書を採択している。	21	44.7
② 教育委員会規則により教育長に委任し、教育長の権限により教科書を採択している。	10	21.3
③ 教育委員会規則により教育長に委任されたものをさらに教育委員会事務局職員に委任し、当該事務局職員の権限により教科書を採択している。	3	6.4
④ 教育長の専決により教科書を採択している。	12	25.5
⑤ その他	1	2.1

※全国の47都道府県について

1 - 4 市町村教育委員会による各学校の採択希望の聴取について

1 - 4 - 1 市町村（※）の教育委員会による各学校の採択希望の聴取状況

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 各学校の採択希望を聴取せず、教育委員会が採択をしている。	1	0.9
② 各学校が理由を明記せず教育委員会に採択希望を提出している。	6	5.6
③ 各学校が理由を明記して教育委員会に採択希望を提出している。	96	89.7
④ その他の方法で採択希望を聴取している。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 2 各学校が市町村（※）の教育委員会に希望を提出している場合の審査について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 行った。	97	90.7
② 行わなかった。	3	2.8
③ 行わなかつたが、科目と教科書の合致等に関する手続き上の形式的な確認のみを行った。	6	5.6
④ 未回答	1	0.9

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

1 - 4 - 3 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行う場合（※）の観点について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（%）
① 都道府県の教育目標・方針への適合性	30	30.9
② 市町村の教育目標・方針への適合性	58	59.8
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	72	74.2
④ 選定理由	81	83.5
⑤ その他	3	3.1

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

1 - 4 - 4 各学校が市町村の教育委員会に希望を提出していることを受けて審査を行った場合（※）の採択結果について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合
① 全ての学校の全ての種目について、各学校の採択希望どおりの採択を行った。	97	100
② 1以上の種目について、各学校の採択希望と異なる採択を行った。	0	0

※1-4-2について①と回答した97市町村教育委員会について

2 採択に当たっての調査研究について

2 - 1 都道府県の教科用図書選定審議会の委員

			合計	内訳						
		(人)		保護者	校長	教諭等 (校長を除く)	教育長	教育委員	教育委員会 事務局職員	その他
①	都道府県の教科用図書 選定審議会の委員		584	51	111	92	64	39	134	93
	(%)	100	8.7	19.0	15.8	11.0	6.7	22.9	15.9	
②	都道府県の教科用図書 選定審議会の調査員	(人)	858	0	8	607	1	5	231	6
		(%)	100	0.0	0.9	70.7	0.1	0.6	26.9	0.7

※高等学校で使用する教科書の調査研究に当たっては、教科用図書選定審議会以外の調査組織を運営している都道府県もある。

2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の調査研究

2 - 2 - 1 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	24	51.1
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	44	93.6
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	1	2.1
④ その他の方法で調査研究組織を設置（下欄に具体的に御記入ください。）	2	4.3

2 - 2 - 2 都道府県立高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	44	93.6
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない	3	6.4

2 - 2 - 3 都道府県（※）の教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その項目について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	33	75.0
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	19	43.2
③ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	40	90.9
④ 各教科書の説明等の理解しやすさ	28	63.6
⑤ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	29	65.9
⑥ 各教科書の使いやすさや見やすさ	28	63.6
⑦ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	17	38.6
⑧ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	9	20.5

※2-3-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 2 - 4 都道府県教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その基準を各学校に示しているかについて

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 採択に関する基準を示した。	43	97.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	0	0.0
③ 未回答	1	2.3

※2-2-2で①と回答した44の都道府県教育委員会について

2 - 3 市町村立高等学校で使用する教科書の調査研究について

2 - 3 - 1 市町村立高等学校で使用する教科書の採択に当たっての調査研究組織体制について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 教育委員会に高等学校用教科書の採択のための調査研究組織を設置	7	6.5
② 各学校に教科書採択のための調査研究組織を設置	97	90.7
③ 複数校で構成する教科書採択のための調査研究組織を設置	0	0.0
④ その他の方法で調査研究組織を設置	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

2 - 3 - 2 市町村立（※）の高等学校で使用する教科書の採択に関する基準について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けている。	79	73.8
② 域内の公立学校で使用する教科書の採択に関する基準を設けていない。	28	26.2

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

2 - 3 - 3 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合（※）に、その項目について（複数回答可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 教育基本法、学習指導要領への準拠性	52	65.8
② 都道府県の教育目標・方針への適合性	29	36.7
③ 市町村の教育目的・方針への適合性	46	58.2
④ 各学校・学科の教育目標・方針への適合性	65	82.3
⑤ 各教科書の説明等の理解しやすさ	52	65.8
⑥ 各教科書の題材等の構成や配分の適切さ	53	67.1
⑦ 各教科書の使いやすさや見やすさ	54	68.4
⑧ いわゆる発展的学習に係る記述の分量や記述の内容	35	44.3
⑨ その他の観点や基準（下欄にその理由を御記入ください。）	3	3.8

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

2 - 3 - 4 市町村教育委員会が採択に関する基準を設けている場合、その基準を各学校に示しているかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合（%）
① 採択に関する基準を示した。	74	93.7
② 採択に関する基準を示さなかった。	5	6.3

※2-3-2で①と回答した79市町村教育委員会について

4 教科書見本の取り扱いについて

4 - 1 教育長及び教育委員（教育委員等）への教科書見本の提供について

4 - 1 - 1 都道府県教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	1	2.1
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	28	59.6
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	10	21.3
④ 見本の比較資料などを提供し、見本自体は提供していない。	4	8.5
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	9	19.1

4 - 1 - 2 市町村教育委員会における、教育委員等への教科書見本の提供（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 自宅・職場に送付するなど、教育委員等全員に全種類を提供している。	3	2.8
② 専用の部屋等に、教育委員等全員が閲覧するために備え置いている。	66	61.7
③ 採択に関連する会議で配布資料としてのみ活用している。	55	51.4
④ 見本の比較資料などを提供し、見本自体は提供していない。	33	30.8
⑤ その他（下欄に具体的に御記入ください。）	11	10.3

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

4 - 2 都道府県教育委員会における教科書見本の送付部数限度について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合（%）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	39	83.0
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	5	10.6
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	3	6.4

4 - 3 市町村教育委員会（※）における教科書見本の送付部数限度について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合（%）
① 教科書見本の送付部数限度は適切である。	100	93.5
② 教科書見本の送付部数限度は多い。	3	2.8
③ 教科書見本の送付部数限度は少ない。	4	3.7

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

5 教科書展示会の会場数及び来場者数について

	法定展示会 会場数
① 貴都道府県域内において開催された法定展示会の会場数の総数	1125
② 来場者数の把握（概数でも構いません）を行っている法定展示会の会場数	872
→来場者数の延べ数（概数）	43279
③ 来場者数の把握を行っていない法定展示会の会場数	233

6 図書館等への教科書の整備について

6 - 1 都道府県教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合 (%)
① 教科書センターで閲覧等に供するようにしている（教科書見本を含む）。	45	95.7
② 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	2	4.3
③ 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	11	23.4
④ 特に整備していない。	1	2.1

6 - 2 市町村教育委員会における図書館等への教科書の整備について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 学校図書館など各学校で閲覧等に供するようにしている。	8	7.5
② 公立図書館で閲覧等に供するようにしている。	64	59.8
③ 特に整備していない。	106	99.1

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

7 採択に関する公正確保について

7 - 1 都道府県教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全都道府県 教育委員会に 占める割合
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	47	100.0
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	12	25.5
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

7 - 2 市町村教育委員会における、教科書採択の公正確保のための措置について

	市町村 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 文部科学省からの通知等をもとに、教科書採択の公正確保のための周知徹底の措置を行った。	100	93.5
② ①以外に教科書採択の公正確保のための措置を行った。	13	12.1
③ 特に措置を行っていない。	0	0.0

※市（区）町村立高等学校を設置する107市（区）町村について

採択関係状況調査結果（公立中学校）

調査期間：令和3年10月6日から11月4日

回答者：全ての都道府県教育委員会

調査項目：令和3年度における、無償措置法第14条及び同法施行規則第6条第3号により可能であった採択替えについて
※表中の割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

1 採択替えを行うか否かの判断について

1 - 1 都道府県教育委員会において採択替えを行ったかについて

	都道府県 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。（※1）	44	93.6
④ 未回答（※2）	3	6.4
⑤ 合計	47	100.0

※1 ③には都道府県立の公立中学校等がない4都道府県も含まれている。

※2 ④の3都道府県は都道府県立の公立中学校等がないことから未回答。

1 - 2 都道府県教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	都道府県 教育委員会数	全体（※）に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	36	90.0
② 令和2年度における採択の理由	31	77.5
③ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に都道府県教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	32	80.0
④ その他	5	12.5

※1 - 1 ③のうちにおいて採択替えを行うか否かの判断を行った40都道府県

1 - 3 市町村教育委員会において採択替えを行ったかについて

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	0	0.0
③ 採択替えを行わなかった。	1740	100.0

※R2年度調査において回答のあった市町村教育委員会は1747市町村教育委員会、平成30年度調査においては1742市町村教育委員会

1 - 4 市町村教育委員会において採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	市町村 教育委員会数	全体に 占める割合 (%)
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	1226	70.5
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	937	53.9
③ 令和2年度における採択の理由	1317	75.7
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に市町村教育委員会において行った調査研究の結果を含む。）	1400	80.5
⑤ 市町村教育委員会において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	726	41.7
⑥ その他	143	8.2

採択関係状況調査結果（国立／私立中学校）

※割合は四捨五入のため合計したときに100%にならない可能性があります。

※77の国立中学校、680の私立中学校が回答

1 採択替えを行うか否かの判断について

1 - 1 採択替えを行ったかについて

	国立		私立	
	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 新たに発行されることとなった教科書に採択替えを行った。	0	0.0	42	6.2
② 新たに発行されることとなった教科書以外の教科書に採択替えを行った。	2	2.6	22	3.2
③ 採択替えを行わなかった。	75	97.4	616	90.6

1 - 2 採択替えを行うか否かの判断を行った際に踏まえた資料等について（複数選択可能）

	学校数（校）	全体に占める割合（%）	学校数（校）	全体に占める割合（%）
① 都道府県教育委員会において行った新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	28	36.4	52	7.6
② 都道府県教育委員会において行った令和2年度に発行された図書についての調査研究の結果	26	33.8	40	5.9
③ 令和2年度における採択の理由	61	79.2	428	62.9
④ 令和2年度における採択に関する検討の経緯及び内容（令和2年度に貴校において行った調査研究の結果を含む。）	54	70.1	321	47.2
⑤ 貴校において行った、新たに発行されることとなった図書についての調査研究の結果	30	39.0	192	28.2
⑥ その他	0	0.0	19	2.8

2

採択に係る資料の公表について

	属性	合計	作成		作成なし	未回答
① 選定関係資料	国立	77校	53校 (68.9)	公表	32校	24校 (31.1)
				非公表	21校	0校 (0)
	私立	680校	176校 (25.9)	公表	64校	495校 (72.8)
				非公表	112校	9校 (0.01)
② 採択替えに関する検討結果	国立	77校	21校 (27.2)		56校 (72.8)	0校 (0)
	私立	680校	102校 (15.0)		535校 (78.7)	43校 (6.3)
③ 採択替えに関する検討結果の理由	国立	77校	19校 (24.7)		58校 (75.3)	0校 (0)
	私立	680校	60校 (8.8)		576校 (84.7)	44校 (6.4)

※括弧内は合計体に占める割合（%）を示す。

別添通知

3文科初第2691号
令和4年3月31日

各教科書発行者 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯井美徳

(公印省略)

教科書採択の公正確保について（通知）

我が国においては、民間主体である教科書発行者が教科書の制作に主たる役割を担っており、宣伝活動についても一義的にはその判断と責任に委ねられていますが、教科書が、全ての児童生徒が必ず使用するものであることに鑑みれば、その採択に高い公正性と透明性が求められることは言うまでもなく、教科書発行者においても、その意味を十分に認識し、教科書の制作に携わる者としての自覚と責任を持って自らの活動を律することが必要となります。

教科書採択の公正性・透明性に疑惑を生じさせる事態が二度と生じることのないよう、一般社団法人教科書協会において、新たな自主ルールとして「教科書発行者行動規範」が制定されましたが、如何なるルールも遵守されなければ何の意味もなさないことから、その責務を負う教科書発行者における徹底した取組を続けていくことが不可欠となります。

このため、各教科書発行者において、同行動規範及びそれを具体化するための社内ルール（教科書協会に非加盟の教科書発行者においては同行動規範に準じて策定した社内ルール）に基づき、自らの活動に如何なる疑惑の目も向けられることのないよう、教科書の著作・編集から検定、採択、供給に至るあらゆる段階における教科書採択の公正確保に努めていただくことが求められます。

については、宣伝活動等に関し、特に留意すべき事項について通知しますので、教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者を含む全ての関係者への周知と併せて、これらに違反又は逸脱する行為を社内全体として防止するための措置、取組に万全を期していただくようお願いします。

記

(採択期間における教科書見本の取扱いについて)

- 近年、多くの教科書発行者が、教科書見本の不適切な取扱いを行っていたことが明らかとなり、該当の教科書発行者に対して改善を求めたところであるが、該当の教科書発行者においては、引き続き、再発防止のための具体的な措置を確実に講ずること。
- 令和4年度においては、採択権者（公立学校（公立大学法人が設置する学校を除く。以下同じ。）において使用する教科書については当該学校を所管する教育委員会、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校において使用する教科書については当該校長）による調査研究に支障が生じないよう、教科書見本の送付先及び送付部数の上限について下記のとおりとする。

[小・中学校用教科書]

- ・ 令和4年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択されることとなることから、原則として教科書見本は送付できない。
- ・ ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号）第6条各号に掲げる場合には、採択権者からの個別の求めに応じ、下記の部数を上限として教科書見本を送付することができる。

・都道府県教育委員会	:	15部
・指定都市教育委員会	:	17部
・中核市、特例市、特別区教育委員会	:	8部
・その他の市町村教育委員会	:	5部
・採択地区（単独採択地区を含む。）	:	（構成市町村数 + 3）部
・国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校	:	1部
・教科書センター	:	2部

（※）指定都市の区域内に設定された採択地区については、4部を上限とする。

（※）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定により、教育長及び委員の数が5人を超える場合には、その超える数1人につき1部を上限として追加で送付することができる。

[高等学校用教科書]

◇ 令和3年度に検定を経た教科書の見本

・都道府県教育委員会	:	6部
・高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）を所管する市町村教育委員会	:	原則 1部
・高等学校に置かれる課程	:	原則 1部

(全日制・定時制・通信制)

・教科書センター

:

1 部

- (※) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 3 条の規定により、教育長及び委員の数が 5 人を超える場合には、その超える数 1 人につき 1 部を上限として追加で送付することができる。
- (※) このほか、採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する中等教育学校の前期課程及び併設型中学校の数を上限として、当該採択権者に送付することは差し支えない。
- (※) 高等学校を所管する市町村教育委員会から個別に求めがあった場合には、教育長及び委員の数を上限として追加で送付することができる。
- (※) 採択権者から個別に求めがあった場合に、当該採択権者が教科書採択の権限を有する高等学校の分校又は各学科(普通科・専門学科・総合学科)に 1 部を上限として送付することは差し支えない。ただし、専門学科については、高等学校設置基準(平成 16 年文部科学省令第 20 号)第 6 条第 2 項各号に規定する学科ごとに 1 部を上限とする。

◇ 令和 2 年度以前に検定を経た教科書の見本

- ・ 令和 3 年度以前に教科書見本を送付していない場合には、上記「令和 3 年度に検定を経た教科書の見本」の取扱いに準じて送付することができる。
- ・ 令和 3 年度以前に教科書見本を送付した場合にも、採択権者からの個別の求めに応じて、上記「令和 3 年度に検定を経た教科書の見本」の送付先に 1 部を上限として送付することは差し支えない。

【その他留意すべき事項】

- ・ 上記部数は、送付することができる教科書見本の上限であるが、採択事務に支障が生じないよう、特に都道府県教育委員会及び実際に教科書の採択を行う採択権者に対しては、可能な限り漏れなく送付するよう配慮すること(ただし、職業に関する教科については、各 1 部を送付することとして差し支えない。)。

また、上述のように、公立学校において使用する教科書を採択する権限は、当該学校を所管する教育委員会が有しており、教科書採択に当たっての調査研究についてもその判断と責任において実施するものであることから、高等学校にのみ教科書見本を送付し、当該高等学校を所管する教育委員会に送付しないといった取扱いは厳に慎むこと。

- ・ 上記を除き、採択関係者(教育委員会関係者又は校長若しくは教師を含む全ての学校関係者その他教科書採択に関与し得る全ての者をいう。)への教科書見本の献本又は貸与は、名目の如何を問わず認められていないこと(採択関係者からの求めに応じた献本又は貸与も同様である。)。

特に、令和 2 年度以前に検定を経た教科書の見本については、既に有償で販売されていることから、採択関係者への不当な利益供与との疑惑を生じさせることのないよう、その取扱いにはくれぐれも注意すること。

- ・ 各学校への教科書見本の送付は、原則として、郵送等によるものとし、

教科書発行者が持参する場合には、当該学校の了解を得た上で行うこと。

また、例年、教科書見本の管理が煩雑になると指摘もあることから、採択権者等への送付に当たっては、複数の種目の教科書見本をまとめて送付する、送付目録を添付する等の工夫を講ずるよう努めること。

- ・ 教科書見本については、制作し次第、速やかに送付し、4月末日（教科書センターには5月末日）までに送付が完了するよう努めること。
- ・ 教科書見本の送付先及び送付部数の管理を厳格に行い、文部科学省あるいは採択権者からの問合せに適切に対応できるようにすること。
また、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては、採択期間終了後に採択権者等に送付した教科書見本の総部数を教科書協会に報告すること。
- ・ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則（昭和23年文部省令第15号）第8条第2項の規定により、都道府県教育委員会（又は教科書センター）において保存されている教科書見本を教科書展示会に出品しようとするときは、同条第3項の規定により、その旨を文部科学省及び都道府県教育委員会に対して、5月末日までに通知すること。
- ・ 教科書見本と併せて、内容解説資料その他広く無償で配布する資料を採択権者等に送付することは差し支えないが、その場合には、教科書見本と紛れのないよう、外観により容易に見分けがつく装丁、梱包とすること。
- ・ 教科書見本の送付先や送付部数等に疑義がある場合には、必要に応じて教育委員会等に確認した上で送付すること。特に、採択権者からの個別の求めに応じて、高等学校の分校若しくは学科に教科書見本を送付する場合又は令和元年度以前に検定を経た教科書の見本を送付する場合等の具体的な手続については、各教育委員会等が定めることとなるため注意すること。

（教科書の編著作者及び編集協力者並びに関連する教材の執筆者に関する情報の取扱いについて）

- 平成29年度及び令和3年度に検定を経た教科書等の編著作者及び編集協力者に関しては、その氏名及び所属等に関する情報を取りまとめた上で、文部科学省から各都道府県教育委員会に対して、教科書見本の送付時期である4月末日までに送付することとしているため、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者に関する情報についても、当該者の同意を得た上で、教科書協会に加盟の教科書発行者にあっては教科書協会を通じて、非加盟の教科書発行者にあっては直接、同時期までに各都道府県教育委員会に送付すること。
- そのほか、交通費・宿泊費、飲食費その他名目を問わず、採択関係者に係る何らかの費用を負担した場合には、その状況についても、採択権者からの問い合わせに対応することができるよう適切な情報管理を行うこと。

（検定申請本の取扱いについて）

令和4年度においては、小学校用教科書及び高等学校用教科書について検定申請の受付が行われることとなるが、当該検定に係る検定申請本の取扱いについては、教科用図書検定規則実施細則（平成元年文部大臣裁定）の規定のほか、下記事項を遵守すること。

- ・ 検定申請本及びその内容を、教科書採択を勧誘するための宣伝活動（実質的にこれと同視され得るものも含む。）には一切用いないこと。
- ・ 検定申請本及びその内容については、教科書の編著作者及び編集協力者のほか、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に、その執筆に当たって必要な部分を提供する場合を除いては、採択関係者その他の第三者に対して提供又は開示を行わないこと。
- ・ 教科書の編著作者及び編集協力者、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材の執筆者並びに学習者用デジタル教科書の製作関係者に検定申請本の内容の一部を提供するに当たっては、情報の取扱いに関する誓約書を取り交わすとともに、翌年度以降の教科書採択に当たって、当該者の氏名及び所属、提供した検定申請本の内容等に関する情報を都道府県教育委員会等に提供することができるよう適切な情報管理を行うこと。

(過当な宣伝活動等について)

採択権者による教科書採択の判断に不当な影響を及ぼすことのないよう、下記事項を遵守するなど、過当な宣伝活動等は厳に慎むこと。特に、採択期間における教科書発行者の活動は、その意図に関係なく、教科書採択の勧誘を目的としていると受け止められかねないことから、採択関係者に対する不公正な行為との疑念を生じさせることのないようくれぐれも注意すること。

- ・ 採択関係者若しくは公職関係者又はこれらの職にあった者など採択関係者に影響力を及ぼし得る者（教科書発行者の社員である者を除く。）を教科書採択の勧誘を目的とした宣伝活動等に従事させないこと。
- ・ 採択関係者の自宅訪問は一切行わないこと。
- ・ 採択期間においては、新たに採択される教科書に関する説明会、講習会又は研修会等（関連する教材の説明等を目的としたもののほか、教科書発行者若しくは教科書の編著作者若しくは編集協力者の宣伝を目的としたもの又はその目的であるとの疑念を生じさせるおそれのあるものを含む。）を主催せず、他の主体が主催するこれらの会議の開催に原則として関与しないこと。また、教科書の編著作者及び編集協力者、関連する教材の執筆者並びにその他教科書発行者と実質的な関係にある者に対しても、これらの取扱いについて周知することにより、教科書発行者によるこれらの会議の主催ないしは開催への関与が禁止されていることの趣旨を損なうことのないよう留意すること。
- ・ 採択期間終了後に教科書見本、教師用指導書その他の教材等を献本すること又は教科書等に関する説明会、講習会若しくは研修会等を開催することを約することを以て、教科書採択の勧誘を行わないこと。
- ・ 教科書や教師用指導書と類似若しくは同視し得る資料を作成し、又は自ら行うと第三者をしてあるとを問わず配布しないこと。
- ・ 学校又は児童生徒への教科書の供給過程において、教科書以外の資料を挿入・添付し、又は宣伝用の袋を使用するなどして教科書その他の教材等の宣伝活動を行わないこと。

(不当な利益供与の禁止について)

採択関係者に対して、教科書採択の勧誘を目的として又はその目的であるとの疑惑を生じさせるおそれがある形での金銭その他の利益の供与又はその申出は、絶対に行わないこと。

この点、教科書発行者行動規範においては、不当な利益供与として禁止される行為の具体例が挙げられているとともに、教科書採択の公正性・透明性の確保の徹底を目的として、教科書、教師用指導書及び教科書準拠周辺教材に関する意見聴取の対価の支払いが禁止されていることに留意すること。

(その他)

- 如何なる理由があろうとも、自ら行うと第三者をしてであるとを問わず、他の教科書発行者及びその発行する教科書の内容に関する誹謗中傷は、絶対に行わないこと。
- 本通知若しくは教科書発行者行動規範等に違反し、又は逸脱する行為が教科書発行者により行われていることが確認された場合には、教科書発行者名を含めて公表するとともに、事案の内容に応じて、必要な法令上の措置を講ずることとなることに留意すること。

なお、検定、採択、発行に関し不公正な行為をした申請者による当該事案に關係する種目の申請図書については、直近の年度の検定において内容審査に入ることなく検定審査不合格の決定を行うこととなること。

万が一、自社においてそのような行為が行われていることを了知した場合には、速やかに当該行為を停止する等の措置を講ずるとともに、文部科学省に対してその旨を申し出ること。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576

3 初教科 6 3 号
令和 4 年 3 月 31 日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局教科書課長
安井順一郎

(公印省略)

令和 5 年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

教科書採択の公正確保については、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（令和 4 年 3 月 31 日付け 3 文科初第 2695 号文部科学省初等中等教育局長通知）において通知したところですが、円滑な採択事務処理については、下記事項にも十分留意いただくようお願いします。

なお、本通知は、貴教育委員会の教育長及び教育委員、知事部局を含む関係部署のほか、域内の市町村教育委員会並びに国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校を含む全ての学校に対しても周知いただくようお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

記

1 採択に当たっての留意事項について

(1) 小・中学校用教科書の採択について

令和4年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、無償措置法施行規則第6条各号に掲げる場合を除いて、令和3年度と同一の教科書を採択しなければならないこと。

(2) 高等学校用教科書の採択について

令和4年4月1日以降に高等学校の第1学年に入学する生徒の教科書については、高等学校新学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号。以下「平成30年学習指導要領」という。）の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」の第1部に登載されている教科書のうちから採択しなければならないこと。

現行の高等学校学習指導要領（平成21年文部省告示第34号。以下「平成21年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に登載されている教科書のうちから採択すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。

なお、「平成三十一年四月一日から新高等学校学習指導要領が適用されるまでの間における現行高等学校学習指導要領の特例を定める件」（平成30年文部科学省告示第172号）（別添）に基づき、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成30年学習指導要領の規定によることとすることとなっていることから、その場合は、これらの科目の教科書について、同目録の第1部に登載されている教科書のうちから採択できること。

(3) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

① 学校教育法（昭和22年法律第26号。）附則第9条第1項の規定により特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級において使用する教科書以外の教科用図書（以下「特別支援学校・学級用一般図書」という。）の採択並びに同条の規定により高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において使用する教科書以外の教科用図書の採択に当たっては、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

② 特別支援学校・学級用一般図書の採択に際しては、まずは文部科学省著作教科書の使用の適否とともに、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書の採択の適否を十分考慮すること。その上で、これら以外の図書を採択することが適當である場合には、以下の（ア）から（オ）までの事項に、特に留意すること。

- （ア）児童生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）の図書が適切であること。
- （イ）可能な限り体系的に編集されており、教科の目標に沿う内容を持つ図書が適切であること（特定の題材又は一部の分野しか取り扱っていない参考書、図鑑類、問題集等の図書は適切ではない。）。

(ウ) 上学年で使用する図書や、採択する他教科の図書との関連性も考慮すること。

(エ) 価格については、前年度の実績を考慮するなどし、高額なものに偏ることのないようにすること。

(オ) 別途送付している「令和4年度用一般図書契約予定一覧について」(令和4年2月16日付け事務連絡参照)を参考にしつつ、それ以外の図書も含めて最も適切なものを採択すること。

③ 分冊となっている一般図書や弱視児童生徒のための拡大教科書、点字教科書については、教科書と同様に分冊本を採択できるが、その供給については、教科書と同様の時期に一括して行われるものであること。

なお、拡大教科書及び点字教科書のうちボランティア団体が作成するものについて、全分冊の一括供給が困難である場合においては、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能であることが必要であること。

④ 特別支援学校・学級用一般図書を採択する場合には、採択した図書が支障なく供給されるよう図書の種類、発行部数及び発行者の所在地等について把握した上で、供給可能であるかどうかを、令和4年度中に、十分に確認しておくこと。

なお、令和5年度用特別支援学校・学級用一般図書の需要数を取りまとめた後、改めて文部科学省から当該発行者に対し、供給が可能かどうか確認をすることになるため、その結果、絶版や在庫不足等の理由により、発行者が供給に応じられない場合もあることに留意すること。

2 教科書見本の送付について

(1) 教科書見本の送付先と送付部数の上限は「教科書採択の公正確保について」(令和4年3月31日付け3文科初第2695号文部科学省初等中等教育局長通知)において教科書発行者に対して指導がなされているので参考すること。

(2) 教科書発行者に対しては、令和3年度検定において合格した教科書について、採択事務に支障のないよう教科書見本を制作し次第、4月末日(教科書センターについては5月末日)までに送付するよう求めていること。

(3) 高等学校用教科書見本については、各高等学校にも送付できることとしているが、翌年度以降の採択替えの際の調査研究に支障が生じないよう、各学校において教科書見本の適切な保管・管理を行うよう努めること。

3 教科書展示会について

(1) 教科書展示会は、教育関係者の教科書研究の便宜を図り、一般公開を通じて、地域住民等の多くの方々に教科書に触れていただくための取組であり、教科書展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

(2) 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第5条の規定に基づく教科書展示会は、新型コロナウイルスの影響に鑑み、6月1日

から7月31日までの間で都道府県教育委員会において定める任意の連続した14日間（法定展示期間）開催すること（令和4年文部科学省告示第23号）。

- (3) 法定展示期間外であっても、教科書展示会を開催することは可能であり、法定展示期間の前後にも展示を行ったり、移動展示会や図書館や公民館等における展示を行ったりするなど、広く地域住民の方々が、展示会に参加できるよう工夫すること。

また、拡大教科書及び点字教科書や、学習障害やその他発達障害等により、教科書に一般的に使用されている文字等を認識することが困難な児童生徒向けに作成されている音声教材についても、教科書展示会等の機会を活用し、普及促進を図っていくことが望ましいこと。その際、平成27年3月に全国の教科書センターに配布したサンプル集や、平成29年1月に全国の都道府県教育委員会及び市町村教育委員会に配布したサンプル集を活用することも考えられること。

- (4) 都道府県教育委員会は、教科書展示会において、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書を展示することができるが、その際、これらの図書の見本は、基本的には都道府県教育委員会が購入することが適切であること。

- (5) 各都道府県教育委員会は、教科書展示会の開催時期・場所等について、教育関係者はもとより、保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。なお、文部科学省ホームページにおいても、各都道府県教育委員会が開催する教科書展示会についての情報を公開することとしていること。

- (6) 教科書見本が送付されない場合を除いて、教科書展示会の出品教科書については、その取扱い上の差別をしてはならないこと。

- (7) 上記の教科書展示会に出品された教科書見本については、展示後1年間保存することとされていることに留意すること（翌年度使用教科書のみ）。

4 需要数報告について

- (1) 需要数の報告は、文部科学大臣が教科書発行者に対して行う発行指示の基礎となる数を把握するためのものであり、都道府県教育委員会においては、国立大学法人又は公立大学法人が設置する学校及び私立学校分も含めて需要数の把握を適切に実施し、報告後に生じたやむを得ない事情による場合を除き、可能な限り正確な需要数を把握すること。

- (2) 都道府県教育委員会においては、市町村教育委員会等からの需要数の報告について、適切なスケジュール管理を行い、各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を遵守すること。

- (3) 需要数報告後の大幅な需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じさせることにもつながりかねないので、学校や学科の新設・廃止等、新たに採択する必要が生じた場合によるほかは、極力変更がないよう、正確な需要数の把握に努めること。

なお、やむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は

都道府県教育委員会及び教科書取扱書店に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じないよう、遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月末までに行うこと。

- (4) 高等学校においては、平成30年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（教科書目録第1部掲載）と、平成21年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書（同第2部掲載）は異なるので、需要数報告に当たっては混同することのないよう十分注意すること。第3部以降が掲載された場合も同様とすること。
- (5) 特別支援学級・学校用一般図書及び教科用特定図書等の需要数報告については、別途送付する通知を参照すること（※教科用特定図書等：教科書に代えて使用する拡大教科書及び点字教科書）。
- (6) 昨年度と同様、必要とする児童生徒に音声教材を円滑に提供できるよう、障害のある児童生徒が使用する音声教材の需要数を把握するための調査を実施予定であること。なお、教科書関係事務主管課のみではなく、特別支援教育関係事務主管課とも連携を図り、音声教材の需要を適切に把握し、普及推進に積極的に取り組むこと。

5 教科書センターについて

- (1) 教科書センターは、教科書を常時展示し、教科書の調査研究の便宜を図るとともに、保護者や地域住民等も利用することを目的として設けられた施設であること。
- (2) 教科書センターについては、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて展示する教科書の種類（小・中・高・特別支援学校）の変更があった場合には、その旨を文部科学省初等中等教育局教科書課に報告すること。
報告の様式は任意であるが、教科書センターの名称、住所、設置場所、電話番号、展示教科書の種類について、変更前と変更後のものが分かる形で示すとともに、変更後の都道府県内の教科書センターの一覧表及び変更についての簡単な理由を付記すること。

6 義務教育諸学校用教科書の採択地区の設定又は変更について

- (1) 採択地区がより適切なものとなるよう、採択地区の設定又は変更に当たっては、各市町村教育委員会の意向等を踏まえるとともに、隨時その状況を把握すること。
- (2) 採択地区を設定し、又は変更したときは、無償措置法第12条第3項の規定に基づき、告示を行い、関係者に周知するとともに、文部科学大臣にその旨を速やかに報告すること。その際、以下の資料を添付すること。
 - ① 採択地区変更に係る告示の写し
 - ② 採択地区の区域及び名称を明示した地図（構成市町村の境界を点線で

示すこと)

③ 採択地区変更に係る理由書

④ 変更前及び変更後の採択地区的名称及び構成市町村名等を対照する書類

(3) 採択地区的変更に際して、教科書の採択方法・給与の可否等に不明な点がある場合には、事前に文部科学省初等中等教育局教科書課まで相談すること。

7 その他

令和4年度の採択事務処理に当たり、新型コロナウイルスの影響により、域内の教育委員会等に置いて教科書採択に関する事務処理が法令、局長通知及び本通知等により難い事情がある場合には、速やかに文部科学省初等中等教育局教科書課に相談すること。

8 今後の検定・採択のスケジュールについて

令和4年度以降の採択事務処理の準備に当たっては、今後の検定・採択のスケジュールについて、別記の表を参照すること。

以上

【別記】検定・採択の周期

年度（西暦） 学校種別等区分		H30 (2018)	H31/R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
小学校	検定	◎				◎				◎
	採択	△	△				△			
	使用開始	●	○	○				○		
中学校	検定	◎	◎				◎			
	採択	▲	△	△				△		
	使用開始		●	○	○				○	
高等学校	主として 低学年用	検定		◎	◎				◎	
		採択			△	△			△	
		使用開始			○	○				○
	主として 中学年用	検定			◎	◎			◎	
		採択				△	△			△
		使用開始	○				○	○		
	主として 高学年用	検定				◎	◎			◎
		採択	△				△	△		
		使用開始		○				○	○	

◎：検定年度

△：直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度

○：使用開始年度（小・中学校は原則として4年ごと、高校は毎年度採択替え）

▲：直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度

●：「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 小学校には義務教育学校の前期課程を、中学校には義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を、高等学校には中等教育学校の後期課程を含む。

※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度／令和元年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書について採択が行われた。

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。

○文部科学省告示第百七十二号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第八十四条及び第九十六条の規定に基づき、平成三十一年四月一日から高等学校学習指導要領（平成三十年文部科学省告示第六十八号）が適用されるまでの間における高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）の特例を次のように定める。

平成三十年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理

国務大臣 松山 政司

1 総則

(高等学校教育の基本と教育課程の役割等)

(1) 高等学校学習指導要領（平成21年文部科学省告示第34号）（以下「現行高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款、第4款、第5款（3の(4)を除く。）及び第6款の規定にかかわらず、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）（以下「新高等学校学習指導要領」という。）第1章第1款から第6款まで（第2款の3の(1), (2), 及び(3)のコ並びに5(3の(2)のアの(ウ)を除く。）を除く。）の規定によるものとする。

(福祉に属する科目)

(2) 福祉に属する科目については、現行高等学校学習指導要領第1章第2款の3の表福祉の欄中「福祉情報活用」とあるのは、「福祉情報活用、福祉情報」とする。

(総合的な探究の時間)

(3) 現行高等学校学習指導要領第2款及び第3款中「総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

(通信制の課程における教育課程の特例)

(4) 通信制の課程における教育課程の特例については、次に定めるところによるものとする。

ア 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の規定のうち「第1款から第6款まで（第4款、第5款の1並びに第5款の4の(4)のア及びイを除く。）に定めるところによる」の部分にかかわらず、現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款の1, 2, 3の(2)のアの(ウ)及び(5)から(7)まで（(7)のエの(ア)及び(イ)を除く。）並びに4並びに第3款から第6款まで並びにこの告示の第1項の(5)の規定によること。

イ 現行高等学校学習指導要領第1章第7款の1から5までの規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(1)から(6)までの規定によること。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第2款の5の(3)中「理数に属する科目及び総合的な探究の時間」とあるのは、「総

合的な探究の時間」と読み替えるものとする。

(道徳教育に関する配慮事項)

(5) 道徳教育に関する配慮事項については、現行高等学校学習指導要領第1章第5款の3の(4)の規定にかかわらず、この告示の第1項の(1)から(4)まで並びに現行高等学校学習指導要領第1章第2款及び第3款に示す事項に加え、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1から4までの規定に配慮するものとする。この場合において、新高等学校学習指導要領第1章第7款の1中「公共」とあるのは「現代社会」とし、第7款の2中「特別の教科である道徳」とあるのは、「道徳又は特別の教科である道徳」と読み替えるものとする。

2 各教科等

(地理歴史)

(1) 地理歴史に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の2の(2)のアの(ア)及び第4の2の(4)のアに規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第3の3の(2)のウ及び第4の3の(2)のクのうち領土の画定に関する規定をそれぞれ適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第5の2の(1)のア及び第6の2の(2)のエに規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第2節第2款第1の3の(2)のアの(ア)及び第2の3の(2)のアの(オ)のうち我が国の領域をめぐる問題に関する規定をそれぞれ適用するものとする。

(公民)

(2) 公民に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の2の(2)のオに規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第1の3の(3)のカの(オ)のうち「国家主権、領土（領海、領空を含む。）」に関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の2の(1)のイに規定する事項については、新高等学校学習指導要領第2章第3節第2款第3の3の(2)のエの(イ)の規定を適用するものとする。

(保健体育)

(3) 保健体育に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

(芸術)

(4) 芸術に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

(家庭)

(5) 家庭に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2の(2)のエに規定する事項に、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の2のCの(2)のアのうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第1の3の(2)のウのうち(2)のアに関する規定を適用するとともに、現行高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2の(3)のウ及び第3の2の(2)のアに規定する事項に、高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の2のCの(2)のアの(イ)のうち契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する規定に係る事項を加え、新高等学校学習指導要領第2章第9節第2款第2の3の(2)のウのうち(2)のアの(イ)に関する規定を適用するものとする。

(福祉)

(6) 福祉に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第8節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第8節の規定によることができる。

(体育)

(7) 体育に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第10節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第10節の規定によることができる。

(音楽)

(8) 音楽に属する科目的指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章

第11節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第11節の規定によることができる。

(美術)

- (9) 美術に属する科目の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第3章第12節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新高等学校学習指導要領第3章第12節の規定によることができる。

(総合的な探究の時間)

- (10) 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第28号）による改正後の学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成30年文部科学省令第13号）による改正後の学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第83条に規定される総合的な探究の時間の指導に当たっては、新高等学校学習指導要領第4章の規定によるものとする。

(特別活動)

- (11) 特別活動の指導に当たっては、現行高等学校学習指導要領第5章の規定にかかわらず、新高等学校学習指導要領第5章の規定によるものとする。

附 則

- 1 この告示は平成31年4月1日から施行する。ただし、第2項の(5)の規定は、平成30年4月1日以降高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条（同令第113条第1項で準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用し、第1項の(3)及び第2項の(10)の規定は、施行日以降高等学校に入学した生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により入学した生徒で同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る教育課程及び全課程の修了の認定から適用する。
- 2 平成31年3月31日以前に高等学校に入った生徒（学校教育法施行規則第91条の規定により同日後に入学した生徒で同日以前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを含む。）に係る教育課程及び全課程の修了の認

定については、新高等学校学習指導要領第1章第1款、第2款及び第4款並びに第5章中「総合的な探究の時間」とあるのは、「総合的な学習の時間」と読み替えるものとする。